おおのジュニアクラブ指導者内規

　（趣旨）

第１条　この内規は、休日部活動の地域移行後の指導を担う者（以下「指導者」という。）について、おおのジュニアクラブ規約に定めるほか、必要な事項を定めるものとする。

（指導者）

第２条　指導者は、おおのスポーツクラブから委嘱を受けた者とする。

２　指導者は、主任指導者、副主任指導者及びボランティア指導者とする。

３　指導者は、自治体で実施する研修会に参加し、質の向上に努めるものとし、大会参加規定で指導者資格が必要な種目については、その資格を取得する。

４　指導者は、専門としている分野の技術指導を行う。

５　種目単位のクラブ（以下「クラブ」という。）は、クラブごとに主任指導者及び副主任指導者を設けるものとし、主任指導者となった者は、クラブの代表として各種連絡調整等を行い、副主任指導者となった者は、主任指導者を補佐するものとする。

（指導者の職務）

第３条　指導者の職務は、次に定めるものとする。

1. 生徒のレベルやニーズに合った活動目標や計画の立案
2. 活動年間計画表（様式第１号）及び指導月報（様式第２号）の作成並びにおおのジュニアクラブへの提出。月の予定表は、必要に応じて作成する。
3. 用具等の点検や管理
4. クラブ運営費の適正な支出
5. 部活動顧問との連携及び平日における部活動の指導内容や生徒の様子の把握
6. 保護者との連絡連携
7. 事故発生時の対応
8. 活動施設の予約申請等及び保護者との調整
9. 大会等の引率、参加の手続
10. 審判等大会運営に関わる役割
11. その他クラブの運営に必要な事項

（指導者謝金）

第４条　主任指導者及び副主任指導者の謝金（以下「謝金」という。）は、指導月報に基づきおおのジュニアクラブから支払うものとする。

２　謝金は、１日につき１，５００円（３時間程度）とし、規定の回数分の支払とする。ただし、対外試合へ引率の場合も、活動時間に関わらず１回分の支払とする。

３　主任指導者へは、別途主任手当月額５，０００円を加算する。

４　謝金の支払は、半期毎とする。

（費用弁償）

第５条　大会参加にかかる指導者の費用弁償は、大野町職員等の旅費に関する条例（昭和５４年大野町条例第１４号）に定める費用のうち、予算の範囲内で支払うものとする。

２　県外大会及び東海大会以上の費用弁償は、大野町中学生県外大会出場者補助金交付規定に基づき支給する。

（指導者資格取得）

第６条　競技ごとの規定により大会参加に指導者資格等が必要な場合は、取得にかかる費用について規定の範囲で支援金を支給するものとする。

　（指導者保険料）

第７条　指導者の保険料は、おおのジュニアクラブが負担するものとする。

（指導者数）

第８条　活動に必要な指導者の人数は、原則１クラブにつき生徒１５名までは指導者２名、生徒１６名から２９名までは指導者３名、生徒３０名以上は指導者４名とし、この人数を上限として指導者謝金の対象とする。ただし、種目ごとの状況等により本団体規約の理事会で協議の上、指導者数を変更することを可能とする。

２　前項の規定に関わらず、指導者１名の他、保護者による見守などを加えることで最低２名の指導者等となる場合において、緊急時などに対応できる体制である場合に限り、活動可能とする。ただし、未成年のきょうだいによる見守は行えないものとする。

３　第２条第２項のボランティア指導者については、原則各クラブ２名までとし、第７条第1項の人数の規定に関係なく指導できるものとする。

４　指導者が不在の場合は、いかなる場合も活動を認めないものとする。

　（委任）

第９条　この内規に定めるもののほか必要な事項は、おおのジュニアクラブが別に定める。

　　　附　則

この内規は、公布の日から施行する。

　　附　則

この内規は、令和７年２月１３日に一部改正し、改正後の第６条は令和７年４月1日から適用する。

　　附　則

この内規は、令和７年５月２８日に一部改正し、改正後の第３条(2)は令和７年４月１日から適用する。